

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月16日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）荒井 修亮

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 学生情報電子掲示システム保守 1式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「情報処理」または「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校
校務部会計課用度係
電話 083-227-3826
FAX 083-264-2080

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「学生情報電子掲示システム保守 入札説明書 宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「学生情報電子掲示システム保守 入札説明書 メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年3月23日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識

別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年3月30日 14時00分
山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校 本館第一会議室A
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所 令和3年3月29日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全
省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますの

で、ご了承願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 学生情報電子掲示システム保守
2. 業務目的 水産大学の学生情報電子掲示システム（システムの構成は別表のとおり）について、正常な動作を維持するため、保守を行うことを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町2-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務期間 2021年4月1日 ～ 2022年3月31日
5. 業務内容
 - (1) 電子掲示版システム
 - ①WEBサーバー・DBサーバー
 - ・ 予防保守
動作確認、調整、部品交換、その他機器の整備を年1回行うこと。
 - ・ 障害保守
不時の故障が発生した場合、速やかに技術員を派遣し、修理を行うこと。
 - ② 学生電子掲示版システム用クーラー（2台）
 - ・ 予防保守
動作確認、調整、機器の清掃を年1回行うこと。
 - ・ 障害保守
不時の故障が発生した場合、速やかに技術員を派遣し、修理を行うこと。
 - ③ キャンパスインフォメーションシステム（MASIS）
 - ・ 対象ソフトウェアの障害に対し、インターネットを利用した遠隔地操作（RAS）による、メンテナンス作業を実施すること。
ただし、インターネットを利用したアクセスの為の設定等は、本校にて対応することとする。
 - ・ 本校におけるカリキュラムや年間行事予定データのサーバへの投入に関する作業の支援を行うこと。
 - ・ 本校における新入生データや在学生進級登録作業のサーバへの投入に関する作業の支援を行うこと。

・当該ソフトウェア（MAS I S）のバグ対応を行うこと。

(2) トータルサポート

- ① キャンパスインフォメーションシステム（MAS I S）に関連した、運用上の質問や相談に回答すること。
- ② トラブルが発生した場合に、原因の切り分け・調査を行い、キャンパスインフォメーションシステム（MAS I S）の対応窓口への連絡を行い、障害復旧の依頼を行うこと。
- ③ 機器設置及び機器構成変更に伴う、ソフトウェア構成の設置に対する問合せ及び相談に回答すること。

6. その他

- (1) 作業時間帯は、「平日（月曜～金曜）午前8：30～午後5：15（土、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）」とすること。
ただし、不時の故障等の緊急対応はこの限りではない。
- (2) 業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 仕様書に明記のない点は、担当職員と協議の上行うこと。

学生情報電子揭示システム構成 (2020年12月)

品名	型番	数量	単位
1 学生情報WEBサーバ			
Express5800/R110j-1 4x2.5型ドライブモデル	N8100-2766Y	1	台
CPU ボード(4C/E-2124)	N8101-1504	1	台
8GB増設メモリボード(1x8GB/U)	N8102-718	1	台
RAIDコントローラ(2GB, RAID 0/1/5/6)	N8103-193	1	台
増設用300GB HDD	N8150-551	4	台
内蔵DVD-ROMドライブ	N8151-137	1	台
内蔵DVDドライブ増設キット	N8154-134	1	台
ライザカード(2xPCI)	N8116-90	1	台
管理LAN/シリアルポート	N8117-12	1	台
冗長電源ケージ	N8181-180	1	台
電源ユニット(500W)	N8181-159	2	台
AC電源ケーブル(3m)	K410-E246(03)	2	台
PP・サポートサービス(Windows Server 2019 Standard NEC販売品ボリュームライセンス(SI仕入))	ULSVS01-A092	1	台
2 学生情報DBサーバ			
Express5800/R110j-1 4x2.5型ドライブモデル	N8100-2766Y	1	台
CPUボード(4C/E-2124)	N8101-1504	1	台
8GB増設メモリボード(1x8GB/U)	N8102-718	1	台
RAIDコントローラ(2GB, RAID 0/1/5/6)	N8103-193	1	台
増設用300GB HDD	N8150-551	4	台
内蔵DVD-ROMドライブ	N8151-137	1	台
内蔵DVDドライブ増設キット	N8154-134	1	台
ライザカード(2xPCI)	N8116-90	1	台
管理LAN/シリアルボード	N8117-12	1	台
冗長電源ケージ	N8181-180	1	台
電源ユニット(500W)	N8181-159	2	台
AC電源ケーブル(3m)	K410-E246(03)	2	台
PP・サポートサービス(Windows Server 2019 Standard NEC販売品ボリュームライセンス(SI仕入))	ULSVS01-A092	1	台
3 バックアップ装置			

TeraStation TS5410DNシリーズ10GbE標準搭載
法人向け4ドライブNAS 4TB

THD-ZME2265568

1 台

4 その他装置

QX-S608GT 基本部(AC)

B02014-00621

1 台

17型LCDコンソールユニット(1Server)

N8143-105

1 台

サーバスイッチユニット(8Server)

N8191-14

1 台

無停電電源装置(1500VA)(ラックマウント用)

N8142-101

1 台

UPSインタフェースキット(COM)

K410-283(4A)

1 台

ESMPRO/UPSManager Ver2.8(PowerChute Business
Editionセット)

UL1047-H803

1 台

ESMPRO/UPSManagerVer2.8 マルチサーバエージェント
基本ライセンス

UL1047-H804

1 台

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、水産大学校（以下「甲」という。）の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引

き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。